

かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年 2月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第4号

かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則
かがわ総合リハビリテーションセンター規則（昭和61年香川県規則第26号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第5条、第9条関係）			別表（第5条、第9条関係）		
1 略			1 略		
2 略			2 サービス事業所（療養介護）、肢体不自由児施設及び病院の使用料及び手数料		
略			サービス事業所（療養介護）、肢体不自由児施設及び病院の使用料及び手数料については、香川県立病院の例による。この場合において、入院料に加算する病室使用料は、次の表の区分に応じて、同表に定める1日当たりの金額によるものとする。		
病院		区分	区分		1日当たりの金額
	西病棟	<u>1人室</u>	病院	<u>1人室</u>	3,465円
	中病棟	<u>1人室</u>			
3～5 略			3～5 略		

附 則
この規則は、平成21年4月1日から施行する。